

第6回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

令和6年（2024年）2月5日

熊本県医師会館 2階 大ホール

1 開会

2 協議

中間答申（案）について

1. はじめに
2. 理念と検討項目
3. 対応方針項目
4. 対応方針
 - （1）教育委員会における体制整備・強化
 - （2）学校における体制整備・強化
 - （3）第三者組織と役割分担できる体制整備
 - （4）関係諸機関と役割分担できる体制整備
 - （5）国への提言

3 諸連絡

4 閉会

1 開会

～省略～

2 協議

【藤田会長】

熊本市教育行政審議会の委員の皆様、おはようございます。

朝早くからお集まりいただきまして、御礼申し上げます。

昨年の5月に熊本市教育委員会の遠藤教育長様から、この審議会に対して6つの審議事項の付託をいただきました。2年間にわたる審議を進めていきますが、今日が当初の予定どおり、6回目の審議会になります。今年度の目標は、いただきました6つの付託事項について、中間答申を出すことです。今日のこの審議会では5つの項目にわたって方針を確認させていただければと思います。昨年の11月13日が第5回目でしたので、もう2か月半以

上が経過していますが、その間、委員の皆様にはメール等で事務局から連絡をいただきました。事前に、この中間答申案についても審議をして、各委員の皆様のほうで検討いただいているかと思いますので、今日は 2 時間半ぐらいの時間を使ってまとめさせていただければと思います。忌憚のない御意見をいただきますと大変ありがたく存じます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

早速協議に入らせていただきます。先ほど申し上げた通り、第 6 回目はこの 2 年間の審議会の中間に位置します。そのため、中間答申案を検討いただくことになります。

今回は、五つの基本方針に従って、28 項目に分けて細分化された中間答申案を検討いたします。ただし、各項目についての審議時間は限られており、一つの項目当たり約 4 分しかありません。

まず、以下の 2 点についてご確認くださいと思います。中間答申に記載する内容に漏れはないかどうかを確認していただきます。これまでの審議過程で協議事項の内容が漏れていないか、再度ご確認ください。答申案として提案されている内容が、この審議会全体の意向に合致しているかどうかをご確認ください。特に、改革の必要性や優先順位についても検討いただければ幸いです。

なお、審議時間が限られているため、メール等での継続的な審議も選択肢として用意しております。重要な事項について、積極的にご意見いただければ幸いです。以上の 2 点を中心に、審議を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは進めさせていただきます。

まず、7 ページ検討項目 1.「はじめに」から検討項目 4.「対応方針」(1)「教育委員会における体制整備・強化」の(ア)「体制の整備について」まで御意見をいただければと思います。7 ページは熊本市の行政方針に従って、教育委員会の役割等を書かれています。また改革の方針等についても、大きな枠組みを提示していただいているかと思います。そして、9 ページ、それから 11 ページのところを、項目については、「体制の整備について」のところで主に教育委員会の対応のところを出させていただいております。そこまでのところで、一旦区切りを入れさせていただいて、御意見をいただければと思います。①から⑧まで、まず御意見等ございましたら、どなたからでも結構ですので、どうぞ御発言願います。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

まずは、中間報告案の取りまとめ、大変ありがとうございます。私が、今の該当の部分で気づいていることについて申し上げます。年末の確認の際に、卒業論文の締切と重なって、十分な時間が取れなかったのが今回はいろいろと確認をしてみました。

10 ページ③の「音声記録や映像記録等に客観性の担保」の第 2 段落において、「ドライブ

レコーダーのような」という表現は入れなくてもいいかなと思います。

④本文の最後にある「対応状況の成否や問題点を分析すること等が考えられる」という表現は、教育委員会側の視点を強調しているため、被害者サイドや他の関係者の視点を盛り込むために「検証」というニュートラルな表現に変更したほうが適切です。

⑤「問題を起こした教職員の担任変更等の基準」において、被害を受けた児童生徒が担任変更により動揺する場合、「被害を受けた以外の」は不要です。児童生徒にとって、担任が変わるというのは大きな出来事だと思います。

⑥「未然防止のための積極的なチェック体制」について、教員が教壇に立てる状態かどうかを示す表現は、慎重な限定が必要です。例えば、体罰や暴言などの被害申立てがされている場合、体罰が審議会で検討されているというような条件を明確に記載しないと、逆に教員の皆さんの安心感を損なう表現にも受け取られかねません。そのため、該当の条件を明確に記載し、表現を工夫することが必要です。また、「定期的なスクリーニングのような仕組み」とありますが、これがストレスチェックなのか、それとも行動チェックなのかについても明確にされたほうが安心かなと思います。

急に「スクリーニングをします」と教員の方が言われても、私も大学の教員ですけど、学校現場であるのは多分ストレスチェックぐらいです。それ以外の、どんなチェックが行われるのか不安を感じることもあると思います。例えば、非常に指導が難しい児童生徒に対する対応や相談先の認識など、具体的な行動についても時々問いかける仕組みを導入することで、より具体的なイメージが持てるようになるかと思います。

あと⑦と⑧につきましては、⑦の２段落目は⑧の内容と重なっておりますので、そこは⑧に統合されたほうがよろしいかなというところが、今回ちょっと改めて見て気づいたところになります。

【藤田会長】

たくさんの御指摘いただきまして、どうもありがとうございました。

まず、「教育委員会における体制整備・強化」について、体制整備に関して８項目が示されています。これにより、教育委員会の役割と方向性が明確に出させていただくような内容にまとめたいと思います。

今、末富委員のほうから多くの意見をいただきました。

ドライブレコーダーについて、事務局と事前に打合せした時に、一体どういようなデータが上がってくるのかとか、どういう分析ができるのかとかいうところが分かるようでは分からないという話をしました。もう少し議論が必要かもしれません。

次に、④の「対応状況の成否」については、被害を受けた方々の視点から考えると、「検証」という言葉の方が適切であるかもしれません。

また、⑤の「被害を受けた以外の児童生徒の動揺」については、被害を受けた子どもたちも含めて、「児童生徒が動揺したり」という表現でまとめたほうがいいかもしれません。

さらに、１１ページにおいて「教員が教壇に立てるかどうか」について、「未然防止のた

めの積極的なチェック体制」というところも、実際に出来そうで対応が難しいかなと思いつながら、事務局の方と準備をしていたところです。慎重な対応が必要ですが、それについての記載のほうがこれでいいかどうかですね。

「スクリーニング」という用語は教育研究などで一般的に使われていますが、いじめ対応のところで、実務内容としてこの文言が適切であるかどうか、その辺のところの御指摘をいただきました。

最後に、⑦の２段目のパラグラフについては、⑧の「情報開示」の項目に移してはいいかかというところで、大体以上の項目を指摘いただいたところです。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

富永でございます。

私もちょっと「音声記録や映像記録等」の部分で、ドライブレコーダーかどうかは分かりませんが、音声記録ということは、正確ないじめの事実関係の検証に役立つかもしれません。しかし、反面、いろんなリスクを背負っていると思います。

例えば、データ管理は誰が行うのか、映像が外部に漏れないか、そしてこども自身と保護者の許可が必要ではないかと思います。特に低学年の場合、教室で急に着替えることもあります。令和３年に制定された「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では、「日頃衣服で隠されている下着や身体を撮影する目的で、写真機その他の機器を差し向け、もしくは設置すること」が性暴力行為の一つとされています。この法律は、そうした行為を防止するために制定されたものです。したがって、この提案を行う際には、リスクがあることを十分に理解しておくべきだと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

現在、富永委員からはドライブレコーダーの取り扱いについて、当事者の承諾を得る必要があるが、どのような対応をすればいいのでしょうか。

また、データそのものがどのように管理されているか、さらには内容的にも倫理的な側面を含むデータが多分含まれていることを考慮すると、適切な取り扱い方を明確にすることが重要です。実際の運用においては、これらの課題を解決するためにさらなる議論が必要だと認識しました。その他ありましたらお願いします。

中西委員、お願いします。

【中西委員】

中西です。

11 ページの「教育委員会の情報公開」について、気になる点がありますのでお伝えいたします。

最初の段落で、「情報公開にあたっては、被害者側と加害者側双方の児童生徒や保護者の同意を得て」という記述が前提とされていますが、これで問題ないのでしょうか。具体的にどのような情報公開を指しているのか、少し曖昧に感じます。

また、重大事態については、「公開に当たって弁護士会等に助言を求める」とありますが、これはどの段階で行われるべきことを指しているのでしょうか。そこも少し曖昧な気がします。

さらに、2段落目で「デバイスを活用することで見える化」という表現がありますが、具体的にどのような状況を指しているのか、分かりにくいと思いました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

この文書は審議会の中で、関連する項目についての審議・経緯を基に作成している部分があります。しかし、特定の場面や状況、事態を想定した記述が十分でない可能性があります。これについては、御意見をいただいた委員の方で、もし補足をしていただけることが可能でしたらお願いできればと思います。

被害者と加害者の双方から同意を得ることは、非常にクリティカルな問題です。特に、こども同士から保護者同士の関係に移行する際には、慎重さを必要とするような項目事項になってくるかと思いますが、この点について、可能な範囲で補足の説明や項目に対する追加の解釈等できることが可能でしたら御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

審議会の中では、加害者と被害者の意向が異なる場合、特にこども同士のところから、保護者同士の関係に移っていった時に收拾がつかなくなることがあります。そしてどういうふうに対応すればよいかは、第三者的な専門機関に相談するような必要も出てくるかもしれないというふうな議論は行っていたかと思います。方針をまとめる際には、慎重な議論が必要ですが、御意見をお聞かせいただければ幸いです。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

恐らく、いじめの重大事態に関する第三者委員会の報告書などは、現在も黒塗りのままで、ほぼ開示されていないという原則が存在しています。しかし、逆にこの状況が憶測を生み、被害者や加害者側の一方的な情報発信によって報道の混乱を招くということがかなりしばしば起きています。

であるからこそ、必要な事実の経過ですとか、あるいは学校教育委員会側の対応といったものについては、原則公開としながらも、例えばですけれども、いじめの対応等については、いたずらに公開してしまうことで、被害当事者をさらに傷つける2次被害を生むだけでなく、過去に類似の被害を受けてきた多くのいじめ被害者にも、かなりその記事を読むだけで自分の心の傷がまた復活してしまうというようなことが起きてしまいますので、

そうした被害の対応等に関しては、原則公開しないであるとかの公開の原則をまず整理していくというところまでが恐らくこの中間答申で出されるべきであろうというふうに思います。

やはり、「何のための情報公開か」ということも併せてもう少し書いていただいたほうがいいと思います。児童生徒の権利を守るためだけではなくて、恐らく尊厳を守るための必要な情報開示というのがありうるということです。権利と尊厳を守るための1行目改正していただくであるとかですね。そして、「同意を得て」というよりは、やはり「合意形成をしながら」と。教育委員会として、「ここはもう開示しなければなりません」ということがあるとすれば、それについての合意形成をしっかり図っていくようなステップを今後検討していくというようなことが、この段階で記載されていることが重要だと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。貴重なご意見をいただきありがとうございます。先に「同意を得られる」という部分を記載しておりますが、その前段階での事実確認や合意形成についても慎重に行っていくという文章が必要なのかもしれません。また、専門的な機関や組織からの助言していただくところで、弁護士会の対応等でもしもあれば村田委員お願いします。

【村田晃一委員】

村田です。ここは悩ましい問題ですね。先生がおっしゃった通り、割と黒塗りで公開されていました。特に個人名などは黒塗りで隠されていた。先日、熊本地裁では「開示しろ」という決定が出され、それに基づいて次の請求を構成している事案が進行中です。私は第三者委員の経験もありますが、この問題について懸念しており「これが公開されることになるのか」と考えると、聞き方も慎重にしなければならないと感じます。また、調査に協力を得ることが難しくなる可能性もあります。一方で、「これを積極的に公開することが、いじめ問題の解決にどれだけ寄与するのか」という疑問もあります。私もこの問題について妙案が浮かばない状況です。

【藤田会長】

ありがとうございます。訴訟のレベルでのご意見についても、ありがとうございました。被害者と加害者の立場において、それぞれの人権を尊重することは非常に重要です。また、教育的な観点からも、どのように配慮できるかを検討する必要があると思います。

このところは、もう少し表現の在り方、それから今後の審議の進め方等も含めて、検討を継続させていただければと思います。

南部委員、お願いします。

【南部委員】

情報公開⑦についてです。最初から読んできて、ここで詰まりました。その理由は、この前に「教員の問題行動について」を書いていて、いきなり「情報公開」になって、いじめだけを想定しているような書きぶりになっているので、これはどういう繋がりになるんだろうと思ったので、ここの「情報公開」の中には、いじめだけじゃなくて、例えば「教員の問題行動」とかが含まれると、もっと繋がりが明確になると思います。

それからこの「見える化」というのは「デバイス」というのもちょっとよく分からなかったのですが、ただ「見える化」するのであれば当然「対応の迅速化」というものもセットで記載されるべきであって、例えば「2週間以内にここぐらいまで」とかいうふうな目安を立てて置かないと、「見える化はできたけど、2週間経っても進展がない」という状況に陥る可能性があります。その点も検討いただければと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。「情報公開」の部分について、いじめなどの内容に限定した表現に見えますが、教員の問題行動や今年度検討してきた項目などを含め、もう少し幅広く対応する内容を「教育委員会の情報公開」というところでまとめていくのがよろしいのではないかとのことですね。また、「見える化」についても、デバイスなどを活用して対応するだけでなく、実際に問題に対する対応や協議、提案、問題の明確化などの実務的な作業がどの程度進められているかを考慮する必要があります。ただ「見える化」だけで安心してはいけないという御意見だったかと思います。

この辺のところもあわせて、この「情報公開」のところは検討し、「情報開示」のところへ移動させていただくかもしれませんけれども、対応させていただければと思います。どうもありがとうございます。

出川委員、お願いします。

【出川委員】

⑤の部分で、少し気になりました。2段落目での「担任の変更を行う必要はないが保護者の納得を得にくい場合は」の部分は、「保護者の納得を得にくい場合は」という言葉に限定せずに、「また必要に応じて」というように少し広げた方がよいのではないかと思います。保護者の状況だけでなく、クラスが落ち着かない場合など、さまざまなケースが考えられるため、「必要に応じて」という表現に変え、また、その下の行についてですが、「該当教職員に指導を行う等、保護者が納得」と書かれていますが、ここでは「児童生徒と、保護者が納得」というふうに「児童生徒」の文言を追加する必要があるのではないかなと思います。学校は児童生徒の学ぶ場所なので、そういう視点で、書かれたほうがいいのではないかと思います。

さらに、⑥の部分についてです。「未然防止のための積極的なチェック体制」で、「問題行動が起きた後」と書かれていますが、これはおそらく「教員の問題行動」を指していると思われます。しかし、この項の(1)全体で、「体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故

等」と、学校のさまざまな課題が起きた後に対応することを示していると考えられます。したがって、「教員の問題行動」だけでなく、さまざまな課題が発生した際にも教員の状況が影響することを考慮し、「問題行動」という言葉が限定されないように少し検討していたいただければと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

出川委員からは、⑤「問題を起こした教職員の担任変更等の基準」のところで、「担任変更を行う必要はないが」というところを、もう少しいろんな場面も想定して「必要に応じて」という文言を変えたらどうかということと、それから、「保護者が納得しやすい体制」というところについては「児童生徒」もそこを含めたほうがいいでしょうということです。

それから、⑥「未然防止のための積極的なチェック体制」のところについても、「問題行動」というところが教員の特定の問題行動に限定されないように、問題が生じるような課題場面を限定しない書き方ですね、もう少しいろんな問題も含めて対応できるような書き方に改めてはどうかということの御意見をいただきました。

どうもありがとうございました。

そのほか、御意見ありましたらお願いします。

西村委員、お願いします。

【西村委員】

西村です。3点あります。

1点目は、「音声映像記録」についてです。現場の教員としての立場でいえば、とても悩ましいところです。「百聞は一見に如かず」で見ていただいたほうがという思いがありながらも、やはり保護者の承諾というところで止まってしまって、なかなか実像をお伝え出来ないジレンマというのを、どこの現場でも抱えているかと思います。

この点については、もう少し検討していく必要、論議をしていく必要があるかと思います。

2点目は、「教育委員会の情報公開」についてです。公開の原則は「被害者・加害者、どちらもの尊厳を守るため」というところは間違いないと思います。しかし、被害者側の立場からすると、真っ黒に塗りつぶされた部分には、私たちの尊厳が守られていない可能性があると感じます。調査報告書は少しずつ改善されているものが多いと思います。実際、私たちが受け取った調査報告書は、名前をABC表記で記載していました。公開しない代わりに当事者に情報を提供する方法もあります。それから、行為についての黒塗りは減らしてというか分からなくなるからですね、一体何があったのか、そこは公開していただくようお願いをいたしました。ただ公開することで、誰かが不利になるような表現があるかどうかについては、検討して、その部分については黒塗りにしていきました。そういうふうに、調査報告書も改善していくべきもの、次の段階で、よりどちらの尊厳が守られる

ものというものに良くしていく必要があるのではないかなと思っています。

それから、情報開示のところで、「見える化」という表現がありました。この「見える化」というからには、この段階というものを一旦提示しておかなければ、何が見えるのかどの段階なのかというのが分からないと思います。これは、どの部署で作成するかは不明ですが、やはりここは少し検討して、ある程度客観的なというか、一般的に妥当だというような段階の提示というものがいいかなと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

この審議会の中で、慎重な対応が必要だという意見と合わせて出てきましたが、一つは、③の音声記録の対応問題の取扱いの難しさですね。この辺のところを、どういうふうに対応していけばいいか、もう少し記述が必要かもしれません。

それから、「未然防止のためのチェック体制」のところで、調査報告書の記載に関係したときに、黒塗りの取扱いをどこまで公開していいかどうかというところの議論を慎重にしなければいけない。場合によってはその辺の公開すること、非公開しないことの取扱いが解釈の誤解を生む可能性もありますし、加害者・被害者のそれぞれの尊厳をきちんと守るというところに、そのことが影響しないかどうか、その辺のところもこの問題はかなり慎重に対応する必要があるでしょうということ。

それから、⑦「教育委員会の情報公開」のところについて、「見える化」というふうに書いていますが、手順や段階を経て対応すべきものではないかというところで、特に教育委員会側の情報公開に向けての具体的な手続をこの辺のところをもう少し検討した内容を盛り込んだほうがいいでしょうということですね。御意見をいただきましてどうもありがとうございます。

かなり慎重に対応しなければいけない課題を、今までの第1回から第4回までの審議会の中でも、かなり出てきたところになるかと思いますが、改めてこの中間答申を出すところでの記載にも影響してくるかなと思って、ご意見をお伺いいたしました。

ありがとうございました。

森委員、お願いします。

【森委員】

森です。

二つありますが、③の「音声記録や映像記録」について、後半の2段落で「映像記録」に関しては、スモールステップで進めるべきだと思います。ここは課題が多いため、今回は削除するべきだと考えました。

音声記録はやはり重要です。この文章だけを読むと、保護者側から見ると学校のメリットのように感じるかもしれません。ただ、保護者側の視点から考えると、録音されることに対して電話で伝えにくくなる保護者もいるでしょう。私の経験から言えば、「先生がああ

いうふうに言った。でも先生は言っていない。」といった問題は解決できるため、保護者側のメリットも書いてあげると、電話すること自体の抑制やコントロールが減るかもしれません。

お客様センターなどで録音されることはよくあります。電話で「お客様センター録音します」と言われると、「そうか」と思います。したがって、「録音します」ということを明確に伝えることで、双方のメリットをしっかりと伝えるべきだと思います。

次に、⑥についてですが、「未然防止」が何を指しているのかが分かりにくいです。恐らく、体罰や暴言、いじめなどの未然防止を意味していると思いますが、文章を読む限りはつきりしません。「学校で何か起きていないか確認する等の積極的なチェック体制を構築することは、未然防止のために効果的」と書かれていますが、この文章を読むと既に何か起きていてのではないかと感じてしまいます。したがって、何の未然防止なのかが明確でないため、体罰などの防止については文章が適切でないように思います。また、先程末富委員がおっしゃったように、教員を検討対象にすることで、未然でもなくなってしまう可能性があるため、ここは結局その先生たちの心を守る意味での内容であれば、「未然」に限定したほうが良いと感じました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

まず、「音声記録」の部分についてですね。場合によっては、これを記載する必要があるのかどうか、削除する方向も選択肢として考えられるのではないかと。一つは、どのような形でそれが利用されるか、また調査や聞き取りに協力する際に、その内容が録音されることがある場合も考慮して、相談する側や聞き取りを受ける側、調査を受ける側の方々が安心して受け入れられるようなメリットをきちんと伝える仕組みを考える必要があるのではないかと思います。また、安心して対応できるようなデータの扱い方や収集方法についても、その辺のところをきちんと考えた上での記載をしたほうが良いのではないかとということが一つですね。

さらに、⑥の部分についてですが、「未然防止」という表現は、事後的な対応の記載とも結びついています。具体的に何についての「未然」なのか、もう少し語句の意味の限定をしたほうがよろしいのではないかとこのところですね。事務局の方と検討した際に、混同が生じている可能性もあるため、整理が必要かと思っています。

御意見いただきまして、どうもありがとうございました。あと一つぐらいお聞きできるかと思いますが、いかがでしょうか。

中西委員、お願いします。

【中西委員】

単純な文章の問題ですが、先ほど末富委員が「⑦の後半は⑧と一緒に」という話をされました。しかし、その「⑦の後半」の部分と「⑧の最後のところ」には、表現のダブリが

あるように思われます。ここは修正した方が良いですね。

【藤田会長】

ありがとうございます。こちらは⑦の2番目のパラグラフに該当ですね。⑧の部分とうまく結びつける方向で整理させていただきます。御指摘いただき、誠にありがとうございました。

さて、課題にはまだ見えていない部分もあるかもしれませんが、後で構築される部分もあることを考慮しつつ、最後に全体をまとめるための30分を設けております。その際に皆様からのご意見をお聞かせいただければ幸いです。

それでは、次に進みまして、2番目の項目についてです。具体的には、(1)「教育委員会の体制整備・強化」の中で、(イ)「専門家の配置について」についてです。中間答申案にはこの2項目が記載されておりますので、委員の皆様からお気づきの点がありましたら、御発言をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

比江島委員、お願いします。

【比江島委員】

精神科医の比江島でございます。

「スクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置」という部分で、「配置増・育成体制の充実と処遇改善」という内容が記されていますが、もう一つの視点として、配置が必要であり人手不足であるという議論があったのではないかと理解していました。しかし、文章からはむしろ資質向上や能力の問題が主に取り上げられているように感じられます。

現場では、それぞれにこの人なら任せられる、この人は任せられないという、いろんな技量の違いというのは感じられるのでしょうけれども、公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士などの資格は一定の基準を満たしていることが前提となっており、資格の更新にはさまざまな単位取得が求められていますので、教育委員会とか学校が、彼らを育てるとか彼らの資質を向上させるというその機能は持てるのかというふうに思います。だから、それはむしろ時間を与えてお金を与えてポイントをとれるようにするというなら話は全く違いますが、要は、非常に不安定な生活の中で、非常に重いこと担わされていると、ここがやっぱりこの文章からは読み取れない。能力が足りないという内容にすりかわっているような気すらするので、ちょっとここは主張しないといけないと思ってきました。

もう一つ、人が足りないという話をしていましたが、令和6年度、「保険改定」というのがございます。これは厚生労働省からもう先々月末に出たばかりですけど、公認心理士が、病院で児童達を見ると、点数が付きます。まだ点数が具体的にありませんが、確実に付くというふうにもう中医協から答申が出ています。ということは、彼らの活躍の場というのは、保険医療のほうに振られるということになりますので、教育現場は、現在教育から見ると時給や日給が高いという捉え方をする人もいるみたいですし、本人達がそっちの

働き方がいいと口にされる人もいるというようなことも聞きます。ただ、多くの心理士は、生活が不安定なことに非常に不安を抱えています。

2月3日、東京新聞、「雇い止め」ということで東京から30人以上の臨床心理士が雇い止めに遭って、来年度の職がなくなったということが、労働組合からリークされて新聞が書いています。第一報ですのでこれからどうなるか分かりません。資質に問題がある人を切ったのかもしれませんが。ですが、構造上の生活が安定しないような雇い方で重いことを背負わせるのは、やっぱり倫理的ではないかというふうに感じます。

また、こどもたちはケアしてくれた人に憧れて、自分も同じような仕事をしたいと思ったりするわけです。だから、生活に苦勞するということは非常に危なっかしい人を、こどもに見せちゃうということになると思います。だから、全体的にこの処遇改善が全てであって、資質の話をしているのではないというふうに思います。国家資格というのは、そういうものではないでしょうか。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

この「専門家の配置」のところで、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」ですね、ここのところの見出しのところに、「配置増・育成体制の充実と処遇改善」ということですが、最も重要な問題は、生活が不安定な状況で、非常に責任のある仕事を担当していることです。これらの専門家の方々の処遇改善が、第一に考慮すべき重要な指摘事項となります。これまでの審議の中で、比江島委員が指摘していたのは、学校現場でさまざまな深刻な問題に対処している専門家の雇用についての不安定さであり、もう一度文章を修正させていただければと思います。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

富永です。

この部分、多分私が申し上げたかと思いますが、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが増えて学校にいるということは、期待値がすごく高まると思います。しかし、本来に必要な基本的な知識を持っても、経験や多様な人々との接触においてどう対応するかという時に、孤立を防ぎたいと思っています。そのため、SVという支援者を支援するという意味で、ブラッシュアップ研修だったり、助言者だったり、必ずセットで考えて差し上げないと、バーンアウトしてしまうのではないかという不安がありました。なので、書きぶりは工夫していただきたいなと思っております。

【藤田会長】

スーパーバイザーの役割がここに明記されていないため、それを補完する形で、支援体制を充実させることが求められているということですね。

【富永委員】

孤立を防ぐというか、十分働いていただきたいからですね。

【藤田会長】

それぞれ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの仕事ぶり、孤立を避けるような支援の体制を別途考える必要があるというところですね。

比江島委員、この辺は記載してもよろしいですか。

【比江島委員】

もう本当に必要なことだと思います。ただし、スーパーヴァイズを受けるというのは、彼らは職業的にも必要な技術なので、それを受けられない人は、もうそれは続けられないということだろうと思います。ちょっと厳しいことを申し上げればそういうふうに思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。

このところ、全体の支援体制の中でもう一度書き直しをさせていただければと思います。

森委員、お願いします。

【森委員】

森です。

「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」のところで教育委員会にお願いしたいことがあります。スクールカウンセラーさんは、主に生徒さんや親御さんとお話しする役割を担っていますが、そのフィードバックが学校側にうまく伝わっていないように感じる場合があります。お母さんたちからは、「せっかく話しているのに、学校と連携していないような気がする」という声も聞かれます。その体制が、私もどうなっているかがよく分かっていません。心の事とかに関して専門家の人がしっかり話を聞いて、学校の先生にはちょっと言えない事もカウンセラーさんには話しているのに、そこをフィードバックするけど結局フィードバックだけになって改善されずに学校に戻れない、学校でしんどい思いするこどもが相当いらっしゃるので、学校とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーさんの関係をもうちょっと繋げて、あと親御さんも間に入ってもらうとか、何かそういうシステムを教育委員会に私としては何か求めたいなと思いました。育成とか資質向上ではなくて、場を設けて、そこを繋いでくださるほうが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーは、学校とは異なる立場で働いているため、学校に入ることは勇気を要します。専門家として意見を言われると思いますが、その関係をちょっと繋い

でくださるかけ橋になっていただけると、スクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーさんもちょっと安心して働けると思いました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

それぞれ専門家の方々を配置していただいているけども、実際に学校の運営にどういうふうに繋がってくるか、その繋がりがよく見えないということで、フィードバックをしながら、学校との間での連携・協力体制をしっかりと作っていただくのが必要ではないかということですね。その辺のところの記載もちょっと欠けておりますので、盛り込んで、修正をさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

そのほか御意見ありましたらお願いします。

平生委員、お願いします。

【平生委員】

平生です。

森委員の意見について少し補足させていただきます。

本校の例だけでなく、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの学校連携についてお話しします。学校と SC・SSW は、こどもたち一人ひとりの状況や抱えている課題に対処するために、かなりの時間をかけて情報交換を行っています。スクールソーシャルワーカーは、少ない時間を調整し、生徒指導部会に顔を出していただいて、学校の課題、それからそれにどう対応できるかということについてご意見いただいているところではあります。そういうふうに、学校の中で体制づくりというのは、ひとまずやっている現状はあります。その上で、より強めていくためにはどうすればいいかというところは考えていく必要があると思っています。

状況にもよるのかもしれませんが、保護者とスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーがお話しされた内容については、保護者との共有にとどめておくべきところと、学校がその中でやっぱりしていかなきゃいけないところの区別があるかと思いますので、そこについてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方が判断して、こちらのほうに伝えてくださいます。その中で、保護者とどう本当に繋がっていくか、どういうふうに学校がすれば保護者の方であるとかこどもたちの課題が解決していくのかという事については、本当にそれこそ必要に応じて、保護者の方との相談をやっているところではあります。ただそれが足りないということも現状としてあるのかもしれない。

今、そういうふうな連携をしているというところだけちょっと補足させていただきました。

【藤田会長】

ありがとうございました。なかなかそこは十分に機能しない、させるのが難しいところと、うまくそこが機能しているところとありそうな意見として伺いました。

このところは、もう少し記載の仕方を工夫して対応させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

坪田委員、お願いします。

【坪田委員】

今のところですが、学校の教職員と話す時間が取れるかどうか、名古屋でもいろいろ常勤なのに課題がありますが、非常勤なら無理ですね。

1年2組の先生と話そうと思ったときに、その先生はその日の教科が全部詰まっていたとか、そういうことになるので、毎日いけば、「じゃあ水曜日のこの時間は空いているから」ということはできますが、そう都合よく非常勤のカウンセラーがそこに合わせることは多分難しいと思いますので、そういう意味でも、常勤にすることは、私はマストだと思います。

教職員と連携するためには、さらにどうやって時間を捻出するか、あるいは放課後に話しやすいですが、担任の先生が部活動に行ってしまうと話ができないとかですね。どうやりくりをするか、保護者とどう時間を話すかということがさらに加わってくるので、非常勤の体制ではもう土台無理みたいな気持ちがあります。コミュニケーションが多分取れないと思いますので、単に相談体制を手厚くするだけでなく、教職員と連携をするため、情報を共有するためにも常勤化が望ましいと思います。

また、前に外部性の話をしましたけれども、12 ページ、本当に名古屋の話を書くだけで長いので、全部脚注に落とさせていただきまして、細かい字で下に色々書いています。下から3行目、4行目位だと思いますが、「専門職の組織上の上司は子ども応援室長」という教育委員会の事務局の課長職が上司になっています。括弧で「校長は組織上の上司ではないが云々」となっていて、この前もちょっと説明しましたけれども、完全に学校の指揮下に入ってしまうのがいいのかどうか問題というのがあって、そうすると、いじめについては学校一丸となって、いじめ対策委員会などでやりますけれども、体罰とかですね、先生の暴言とかで、自分はちょっと学校行きにくくなったという話を、いきなりこれは校長先生とかとシェアしていいのかどうかと。

これはやっぱり教育委員会のほうで、少しきちんと考えて、学校をどう支えながら、また校長先生にどう納得してもらいながら、この問題を解決していこうかという、そういうことが必要という事で、いきなり学校と共有しないこともあるというようなことの全ての判断は、教育委員会の方ですということにしてあります。

ただし、こういうことになっていても全てうまくいくわけではありません。逆に、学校はなぜそれを教えてくれなかった事でぎくしゃくする場合もないことはないです。ただしそれを早めにシェアしていたら上手くいったかという、またそれで上手くいかなかった場合もあるということで、悩みながらですけどね。これはもうケースを越えて積み上げて

いくしかない事かなとは思っております。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

名古屋市の「なごや子ども応援委員会」、これは脚注の方にかなり詳しく説明をさせていただきましたが、坪田委員のほうからは、その「独立性を保ったような形での関わり方を」というところも、場合によっては必要ではないかということで、名古屋市の場合にはこの17ブロックで運用するというところで、常勤の扱いになる。

その指揮下に置くというところの問題、この発生する問題の質的な内容等も含めて、あえて教育委員会の下において運営するのがいいのか、それぞれの委員の独立性をきちんと担保した上で仕事をしていくような関係が望ましいのかですね。その辺のところは、実際に実働させて進めていただいている名古屋市教育委員会のほうの状況を教えていただきながら対応する必要があるかなと思います。

熊本市は、まだここまでは行っていませんので、ただいろいろと指摘されている事項につきましては、委員の仕事の在り方ですね、非常に厳しい状況の中で仕事をしているというところで、いろいろと条件を付加させるというところが本当に実行できるような望ましい提案になるのかどうか、また個別に検討する必要があるかと思いますが、委員の独立性という問題は、この学校環境の中での解決に向けての一つの議論の視点になるかと思います。どうもありがとうございます。そのほかありますでしょうか。

末富先生、お願いします。

【末富委員】

今の点、1点補足させていただきます。特にスクールソーシャルワーカーの場合、こどもの権利と利益を擁護することが専門職のミッションです。そのため、校長の指揮下には入れないというのが専門職としての原則でもあります。スクールカウンセラーについても、同様の議論があります。例えば臨床心理士会等の専門職団体でありますので、この中間答申案自体がこどもの権利を守るという基本理念に基づいていますから、こどもの権利と最善の利益を守るためにこそスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職の指揮系統ですとか所属の在り方について検討されなければならないというふうな事が、まず書き加えられるべきだろうと思います。ただそれとは別に、保護者の場合には成人で十分学校への情報提供等をして欲しいという意思の表明が出来ますので、その場合の連絡調整の在り方というのは、やはり常勤家庭の処遇の改善とセットでなければ多分難しいことですので、そうした点をしっかりと書き加えていただいて、こどもや保護者の悩みというものがそれぞれ適切に情報連携され、改善に繋がっていくということが取りあえず今の段階では明記されておく必要があるだろうというふうに思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

末富委員から、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの処遇の問題と、それから名古屋市のほうの委員の仕事の独立性の問題。加えてこどもの権利を守る観点からのこの運用についての検討にしっかり明記したほうがいいでしょうということですね。

保護者対応・こどもの悩みの相談ですね、その道筋をきちんと示した上での書き方を少し内容が重たいので、かなり工夫と、今後また委員の先生方からの意見交換が必要になってくるかと思いますが、今3人の先生方に御指摘いただいたところは、この記載内容を反映させていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

ちょっと時間をとってしまいましたけども、かなりこのところが1番問題としては、審議の中でも出てきたように思います。また引き続き必要な意見等ありましたら、最後の30分の中でまた議論させていただければと思います。

続きまして13ページ、(1)「教育委員会における体制整備・強化」のところで、(ウ)「教職員等研修の充実について」というところで項目を挙げております。

こちらのほうは全部で3項目になります。こちらのほうも各委員のほうから御意見等ありましたら御発言をお願いします。

森委員、お願いします。

【森委員】

③は私が述べたことを書いていただいたと思いますが、「授業参観や学習会などで、先生方が学びの場を提供する」は、先生方にとって負担が増える可能性があります。私は、教育委員会から皆さんに「こういうコンテンツがありますよ」と案内する方が、学校が絡まないほうが、保護者たちにとっても身近なものになると考えています。授業参観や学習会は、すでに多くのことを伝えなければならない場面であり、さらに先生方に負担をかける必要はないと思います。ただ、これは保護者自身が学ぶという視点から考えたものでした。先生方が介在する必要はなく、PTAが存在しない学校もあります。保護者自身が学ぶことで、より自分事として捉えられると思います。

ただし、そうすると本当に聞いてほしい人に届かないという懸念があります。また、「授業参観や学習会で」という限定を外すことも検討すべきだと思いました。そうすると、やらなければならないと感じることになるかもしれません。別にコンテンツの案内や準備をして提供することが考えられます。お子さんたちのタブレットなどで見ていただけるので、そちらの方が良いかもしれません。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

③の「保護者が学び、情報を共有する機会の設定」というところで、学校のほうに全てをお願いするというのは負担が増えるというところで、この主体としては、教育委員会等が情報コンテンツの提供等を積極的にされるような形での関わり方をもう少し前面に出し

たほうがいいのではないかという事と、それから、保護者が学ぶ、主体的に学んでいくというような自分事としてこの問題を、この中に関わるような形での仕組みなんかも考えたほうがいいのではないかというところでの御意見をいただいたところです。

どうもありがとうございます。

その他ありましたらお願いします。

出川委員、お願いします。

【出川委員】

1点13ページの②に「教職員を自らの行動に向き合わせる研修」と書かれていますが、この「向き合わせる」という表現が気になりました。教職員の方が主体的に学ぶことができ、問題行動に向き合えるという意味の文言に変更した方が適切ではないと思いました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

このまま読むと、本当にさせられるような意味に受け取られますので、そうではなく、教職員の主体性を強調するような表現に変えた方が良いかと思います。具体的には、「向き合う」あるいは「向き合える」という言葉に変えた方がよろしいのではないかとということで、こちらの修正は、御指摘の通りだと思いますので、修正させていただきます。

その他ありましたらお願いします。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

ありがとうございます。

教職員研修の充実は本当に大切だと思います。私も保護者からの相談を受けることがあります。今の保護者は子育てに対して不安を抱えていることが多いですね。

「いじめはないだろうか」「不登校にならないだろうか」「何か問題はないだろうか」「学校で楽しく過ごしているだろうか」といった不安を抱えている保護者が多いです。こどもが帰ってきてちょっと不安なことを話すと、保護者はその言葉をそのまま鵜呑みにしてしまい、学校に問題があるのではないかと心配することがあります。このようなパターンは非常に多く、子育てに不安を感じている保護者が多いです。

もしこういうコンテンツをつくる時には、そういうニーズに合った丁寧な対応づくりをしていただくと保護者も助かるし、またマスコミ等を使ってそういう報道等も広げていただけるといいと思います。そんなに不安に思わなくても私は大丈夫だと思います。こどもってたくましさ持っています。もちろん本当に危ないときもあるので、そこは用心して現場では対応されていますが、そういうところもちょっと考えていただければと思っております。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

③のところについては、保護者のほうの子育て不安がすごく強く感じるということで、ちょっとしたことでも、かなり大事のように受け止めて、多分学校との間でもかなりそういうところの影響があるかと思いますが、保護者への行動の影響を考えると、もう少しこの案内の仕方なり、情報のコンテンツの提示の仕方なり、保護者の立場で余り不安をあおらないような形での仕組みを、もっと作っていったほうがいいのではないかということの御意見でした。

そのところもすごく大事な御指摘かと思しますので、修正を加えさせていただければと思います。どうもありがとうございます。その他ございましたらお願いします。

南部委員、お願いします。

【南部委員】

②の「教職員を自らの行動に向き合わせる研修」の中の「報告書における提言の内容」って「提言」というふうに限定しているのが何でかなって思いました。大体「提言」というのは、教員個人の問題行動を掘り下げて、「こうしなさい」というよりは、学校や教育委員会等に対して「こういう体制を取りなさい」というふうに書いているところが非常に多いので、むしろ教員個人の問題に向き合わせるのであれば「提言」ではないだろうという気がします。

【藤田会長】

文言としてはどんな用語を使えばよろしいですか。

【南部委員】

もう端的に「報告書の内容を踏まえつつ」ではいいのではないかなと。

【藤田会長】

そのままでもよろしいのではないかと思います。はい、どうもありがとうございました。ここところが、少しまた解釈の違いを生み出しそうですので、この内容は加えないような形で、「報告書の内容」というところに対応させていただければと思います。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

まず13ページですが、②はかなり細かく具体的に書かれ過ぎているかなという気がします。例えば3行目に「一般的なコンプライアンス研修に加え、人材育成コンサルタントなど」と書いてありますが、恐らくですけれども問題を起こした教員の場合、どちらかというと必要なのは認知を改めるという、認知行動療法的なカウンセリングみたいなこ

とでもあったりする可能性もあります。最近、ハラスメント研究も結構進んでいるので、コンサルだけじゃなくて例えば医師とか研究者のほうが知見をお持ちだったりもします。あと「被害者側も納得できる研修プランニング」とありますが、もう起きてしまっているのです、どちらかというと「再発防止です」とか被害者に適切に向き合うということが教職員に求められますよね。ここの種が教職員ですので、もう少し大まかに書いたほうがよいかなと思います。

次に、「教育委員会が該当教職員の行動分析を行う」という記述ですが、これは現実的には難しいことであり、行動分析だけで教職員の行動が改善され、再発が防止されるわけではありません。該当教職員が抱えている問題は別の要因によるものかもしれません。したがって、「該当教職員の状況を丁寧に把握する」とかですね、もう少し大きな書き方でもよいかなと思います。

さらに、③ですが、何のためにこの条項があるのかをもう1回整理したほうがよいと思っています。というのも、こちらは大きくくりでいうと、「教育委員会における体制整備・強化」の中の1項目でして、そのために「保護者もまた学びましょう」と言った際には、まず保護者が学ぶことが何のためかという位置づけがかなり大事になってきて、「恐らく何のために学ぶか」といったときに、やっぱり「いじめとか不登校とかなったらどうしよう」というのが保護者ありますよね。と言った場合に、こどもや保護者・教職員がそれぞれ課題にあったとしても、それに早く気づいて早く相談できるように教育委員会が体制を整備するという条項であるはずですので、そんな書き方を整理されたほうがよいかなと思います。

また、「教育委員会はPTA等と連携して保護者が学ぶことのメリットを感じることができるよう努めることが重要」と書いてありますが、必要なのはそうじゃなくて、実際こどもに問題が起きた時に、教育委員会のホームページに、「お子さんが不登校になったら」みたいなホームページしかありません。不登校になって、結構日数が経過したバージョンじゃなくて、我が子も長期欠席だった時期がありますが、どちらかというかな必要なのは、なり始めです。お子さんの欠席が長引いて、不登校の中に、初期みたいな最初の1・2週間みたいな時と、3週間以上も年間30日に近づいてきて、どうしようもないみたいなのところが、全然段階分けがないです。私が住んでいる杉並区でもですね。という意味でいうと保護者が本当に困ったことについて、不登校当事者の会も熊本市もあるはずで、そうしたところで得られているノウハウや、「こうしたふうなのがよかったよ」みたいな事のニーズを把握して、それに合わせた「こういうふうに対応出来ます」とかですね、「まず学校に相談して、でも学校だけだとすごく不安なときには例えばかかりつけの小児科医の意見も聞いてみましょう」だとか、いろんな動き方を具体的に示していただいたほうが「よっぽど助かったわ」みたいな、私も自分が相当不登校に詳しいほうだと思いますが、実際起きてみると、「いや、不登校になるかならないかまだ分からないです」みたいな段階の情報が全くないという事なので、そうした実際の困り感ですね。

あと、いじめられていて、学校に相談しているけど動きが見えない時に、例えばこの中

問答申でも出ていますが、こども権利のサポートセンターであるとか他にもこれだけ相談窓口あるので、「まずこちらにお知らせください」といったことも含めてですね、保護者が実際に知っておいたほうがいい事、実際の困り事、そして学校もたくさん困り事をお聞きなので、「ここにも整理されていますよ」というのがあると非常にいいかなと思います。先生方も一人ひとりに丁寧ですが、やっぱり微妙に言うことが違う。会話だけでは解決しないことがちゃんと手順として示されているみたいなものがあると、恐らく多くの方が助かるだろうと思います。

例えば、お子さんがどうしてもほかの子を叩いてしまう事を繰り返す事などもそうですね。非常に保護者の方が肩身狭い思いされますけれども、そうした場合に実はたくさんリソースがあるが全く伝わっていないというのもあるので、保護者の困り感に寄り添った相談の在り方というものを、「教育委員会の体制整備としてやっていきます」という整理が要るなというふうに思いました。

【藤田会長】

ありがとうございました。

たくさんのご指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、②と③ですが、その内容は細かすぎる部分があり、逆に不要な部分が出てくる可能性があるかもしれないですね。②も細かく書き過ぎているのではないかということと、人材育成コンサルタントというようなところで書いていますが、実際のところは、教員が自分自身の行動を内省して、それをどう受け止めて自分から改善していこうとするかという認知面での修正作業ですね。認知行動療法なんかに出てくるような内容のほうが、むしろ大事であるというところであれば、あんまりその書き過ぎない形での思惑を示す程度のほうがいいのではないかと。教職員に求められる項目、再発防止に向けて求める項目といったところで、もう1回まとめ直してもよろしいのかなというふうに思いました。

さらに、③の記載については、やっぱり何のためにここ記載しているのかというのが、求めている人のニーズに合わせて、それがちゃんと書かれてない場合はただあるだけで、全然運用されないということになりますので、1番こういう問題が発生したときに、必要な情報というのは、どういうふうに自分のこどもに気付いて、そして早く相談できるような体制がどこにあって、相談窓口をどう利用できるのか、そのような窓口の紹介とか、それから事案発生時の対応の仕方等の記載のほうが、むしろ保護者のほうには役に立つのではないかとということで、このところも、全方向的にいろいろと文言を整理して書いていましたけれども、何が求められているのか、誰が1番必要としているのかその優先順位をもう少し明確にして記載したほうがよろしいかと思いました。この辺のところも事務局ともう一度検討させていただければと思います。ありがとうございました。

時間が経ってしまいましたので、次の項目に進めさせていただきます。今度は(2)「学校における体制整備・強化」についてです。こちらにつきましては、全部で6項目ありますけれども、できるところまで進めさせていただきます。今、前半部分は教育委員会の体

制整備でした。今度は、こういう教員の側の問題、それからこどもの側の被害の問題等ですね。学校のほうがいろいろと対応を迫られる場面になります。体制をどういうふうに整備していけばいいかというところで、事務局で資料の準備をさせていただきましたので、こちらのほうの御意見をいただければと思います。どの項目からでも構いませんので、意見がございましたら御発言をお願いします。

中西委員、お願いします。

【中西委員】

中西です。

一つは、14ページ①のところですが、「校内相談チームの設置やチーム担任制の導入等が考えられる」という記述がありますが、この「チーム担任制の導入等考えられる」だけでその後の何の説明もないですので、やはりここにどういうメリットがあるのか、もちろんデメリットと言われることもあるわけですが、そこをやっぱり追加していただけないかなというふうに考えました。

また、15ページの③なんですけど、ここは本当に必要なかなというふうに読んでいると思ひまして、そもそも「学校における体制整備・強化」の中の「いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用」なんですけど、そもそもいじめと重大事態になった場合は、「第三者」という言葉は法律ではないにしても、調査をしなければいけないと義務づけられているわけで、やらなきゃいけないわけですね。それは学校がやるかどうかというのは、それは判断がいろいろあるわけですので、その次にもう「体罰・暴言等の重大事案」という言葉が入ってきて、これは③のタイトルと合わないですね。

なおかつ、体罰の部分を読んでいると、先ほどの（ウ）の②と重なっていると思います。「教職員を自らの行動に向き合わせる研修」のところと重なっているので、この③はちょっと根本的に再検討していただいたほうがいいかなと思いました。

【藤田会長】

ありがとうございました。

一つは①のところですね、チーム担任制の記載までですが、実際にそれをどういうふうに生かそうとしているのかですね、導入に当たってはメリット・デメリット等があるので、そういったところもきちんと整理していただいた上で、このチーム担任制をどう生かせるのかというところの記載が必要ではないかというのが一つですね。

それから、③の「いじめ等重大事案における第三者による客観的調査」のところですけども、これは学校側だけで判断できるものかどうかですね。これは、重大事案が起きた時点で調査委員会が立ち上がって調査が始まるのは必然的な事項なので、それに対しての学校側の関わり方を記載することに無理はないかどうかですね。

それから、1番目のところの（ウ）のところですね、「教職員等研修の充実について」と

も内容が少し重なっている部分があるのでというところで、全面的にこのところは記載するかどうかも含めて再検討したほうがよろしいのではないかという御意見です。

どうもありがとうございます。ここは、もう少し検討させていただければと思います。

そのほか御意見ありましたらお願いします。

森委員、お願いします。

【森委員】

森です。

2点ありますが、一つは言葉の表現です。①の「体制として、養護教諭やスクールカウンセラー等の教職員で構成される」という部分について、スクールカウンセラーは教職員ではないため、この表現が気になりました。また、全体的に、さっきの部分も含めて、例えば特性のあるお子さんや外国籍の子、独り親の家庭の子などは、一般的にいじめの対象になったり、指導の対象になったりすることが多いと思います。しかし、全体的に多様性については一言も述べられていません。特性のある子は、この学校の問題の中で大きなウェートを占めている部分ですので、ここで言葉として多様性について言及することが重要だと思います。例えば、②や⑤にそのような表現を追加することで、みんなでその多様性があるという事を、今もされていると思いますが、理解するということもそうですし、私もさっきも言いましたが、教職員研修の中にも本当は盛り込んで欲しいなというところではあります。特性のある子に不適切な対応されているということは実際問題あっているのです、学ぶ場所とかを作るとさらに負担が増えるので、ここがどう書いていいのかすごく悩みますが、先生方だけじゃなくて、保護者も子ども達も本当は知っておくべき事なので、②と⑤にどこかに盛り込めないかなというのはちょっと思いました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

①のところですね、「教職員の構成の概念」というところで、「スクールカウンセラー」は入らないのではないかということで、ここはちょっと修正が必要かと思います。

それから、「支援体制及び児童生徒が相談しやすい」という書き方ですが、いろんな環境の中で育っている子ども達への対応の記述がやっぱり足りないということで、外国籍の子どもであるとか、シングルの家庭の子どもであるとか、特性を持った子どもであるとか、いろんな多様性を持っている子ども達への対応ですね、そういう子ども達への理解をした上での対応というような記述の部分が、やっぱり欠けているのではないかということなので、このところはもう少しメッセージを明確に伝えられるような表現の仕方を検討させていただければと思います。はい、どうもありがとうございます。

西村委員、お願いします。

【西村委員】

保護者代表の西村です。③について、意見があります。

「第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用」ということですが、「いじめ防止対策法」の28条の調査委員会が発足してからのことは、学校と少し離れるかと思えます。ここで書くべきことは、23条で、まず保護者からの訴えやそういう状況が心配されたときに、学校が動くかどうか。その体制を、ここに表記する必要があるのではないかなと思います。

というのが、全体的に見渡しまして、この教育行政審議会が、体罰やいじめについての危機感から設置されたとしたときに、具体的にこの「いじめ」という言葉が入っている部分というのが、そんなに多くありません。

ということは、やはりそれに対応したというものが、この報告の中では必要かなと思います。保護者から不安や相談の訴えがあったときに「学校が対応することが出来ますよ、体制を整えますよ」という一文としてこの③を少し書き換えていただいて、残していただきたいなと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

③のところですね、「いじめ防止対策推進法」の中の法規上の理念ですね。

23条とおっしゃっていましたが、保護者の不安等が起きた場合に、それに対して、的確に対応する準備が出来ているというところを、もう少し明記しておいたほうがいいというところで、こちらのほうは実際の問題がいろいろ出てきた時のどういうふうな形で、まず学校側の体制として対応していけばいいのか、⑧の初期の対応の部分になるかと思えますので、こちらのところはもう少し検討させていただければと思います。

どうもありがとうございます。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

「学校における体制の強化」という課題は、私も喫緊の課題と考えています。しかし、その中で最も足かせになるのは、先程も出しましたが、時間の不足です。先生方は授業や事務処理、保護者連絡等に追われ、組織で動く時間が確保しにくい状況です。教科担任制の推進や校内相談チームの設置、チーム担任制の導入など、さまざまな取り組みもいいと思いますが、チーム担任制は、うちの学校では6年生が実施しているものの、メリットとデメリットがあります。教師1人あたりの授業時間を20時間以内に抑えることを目指すとか、何かそのような明確な目標の提示が必要ではないかと思います。小学校においては、学校ごとに教科担任が入り、専科の先生も関与します。6年生の担任は週に18時間という学校もあれば、小中規模の学校ではまだ導入されていないこともあります。中学年の先生方は26、7時間を1人で担当している現実があります。ですので、ここに、やはり時間の創出というのは働き方改革も含めてですが、こども達を見守る、そして、私た

ちがチームを作るときにもやっぱり時間の確保は資源となるものですので、教師1人あたりの授業時間を20時間以内に抑えるという文言を入れてほしいと思いました。

それと、今、西村委員もおっしゃいましたが、③のところ私もちょっと気になってきます。第三者委員会は、やはり学校から離れた中で作ったほうがいいと思います。それまでの学校内の体制、例えば「いじめ防止対策委員会」で、私も保護者の訴えをもとに臨時の事を学校内で開催して、内容を全部みんなで共有して、「どういう体制を引くか、今後どう指導していくか」ということを全部保護者にその内容をお伝えして、解決まではいかないかもしれませんが御納得いただいたという例もあります。そこまでの体制を動かすには、やはり管理職のリーダーシップがとても大事だとは思いますが、ここは変えたほうがいいのではないかと思います。

それと②の2段落目の「児童生徒がいじめ防止のための評価基準を作成しそれを活用して学校のいじめ発生リスクを自身で評価することで」ということで、うちの学校は、年に一回、心のアンケートの時の、「学校のいじめの雰囲気はどうですか」とかいう質問項目を、こどもたちが答えます。その時に答える基準として、この前出させていただいた、「うちの学校のいじめの雰囲気はどうだろう、いじめ防止が出来ているのだろうか」という具体的な評価基準をこどもたちに作ってもらって、それを見ながら、心のアンケートを答えるというふうな評価をしているところでございます。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

最初の学校側の問題ですね、いろいろと体制を敷いてそれを保護者にも安心してもらえるようにきちんと伝える、学校の中でまず体制をどういうふうに作り、それをどんなふうに検討してきているかを整理して、保護者のほうに伝えるというところも大事ですという指摘をいただきました。③のところですね。それにしても、特に学校の中の教員の働き方改革を進めてもらう必要があるでしょうと。

学校によっては運営上の努力をしっかりといただいて、週18時間ぐらい授業を収めているところもあるけれども、学校によっては20数時間がかかるところもあると。学校の中で教員が自発的に動こうとしても、いつそれを検討するかという時間的な余裕がなければ実際にはそれが全く機能しないということも起こりうるので、教員の方の働き方改革をやっぱりそのところを、市の教育行政のほう立場から改革に臨むと、いろいろと学校の中で検討していく余裕が、教員の側の余裕も生まれてくるかもしれないので、こちらのほうはできるだけ提言に盛り込ませていただければというふうに思います。

それから、②のところの、こどもの視点での発想の中でのアンケート項目の設定というのが、やっぱりこども達に心に響くようなアンケートも実施できるということで、心のアンケートの実践例を紹介していただきましたけども、「こどもが主体で」というところが、まずこの審議委員会の議論のスタート地点だったと思いますので、改めてこどもの主体性というところをどんなふうに答申のほうに生かしていくか、全体的な議論にも反映させて

いかせていただければと思います。どうもありがとうございました。

それではちょっと時間が過ぎましたので、まだ十分ではないかもしれません。後半最初のところで、少しまたこの学校の体制整備の問題ですね、意見があればお伺いしたいと思います。ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、10分程休憩時間をとらせていただきまして11時15分から再開させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【藤田会長】

それでは時間になりましたので、後半の部を進めさせていただきます。

今は「学校における体制整備・強化」の項目ですが、他にも（３）「第三者組織と役割分担できる体制整備」と（４）「関係諸機関と役割分担できる体制整備」、そして（５）「国への提言」がありますので、少し時間を区切って進めさせていただきます。

前半の部分では、議論が十分できなかった部分もあるかと思います。「学校における体制整備・強化」の項目で、一つ二つまた委員の先生から御指摘いただければと思いますけれども、何かございましたら御発言をお願いします。

南部委員、よろしくお願いします。

【南部委員】

まず②の「懲戒規定や」から始まっていて、「児童生徒、保護者と学校とが共通理解」というふうに述べていますが、これ懲戒規定を児童生徒、保護者、学校と共通理解しなきゃいけないのかという、これは規定が要らないのかもしれないです。そこが1点です。また、「懲戒規定や」と「保護者の権利と責任」と並列しているので、修正して頂きたいです。

さらに、⑥についてです。2段落目ですね、「例えば本市体罰等審議会においても」で、「教職員による児童生徒への長時間にわたる叱責や大声での叱責が、暴言等や不適切な指導と判断されるケースがある」これは、間違いなく不適切な指導ではないかと思うので、ここの審議会で、こういうケースが認められるかもしれないという事なので、そこを修正して頂きたいです。

【藤田会長】

ありがとうございました。文言の修正になりますね。

②の懲戒規定から始まっているところ、「保護者の権利と責任」という箇所の繋がりが不明確だということと、⑥のところ、「教職員による児童生徒への長時間にわたる叱責や大声」、これは間違いなくもう不適切な指導なので、審議会として改める必要があるのではないかというところですね。御指摘いただきましてありがとうございます。

こちらのところは修正をさせていただきます。そのほかございましたらお願いします。

出川委員、お願いします。

【出川委員】

①になりますが、議論されていたかもしれませんが、こども基本法のこどもの権利を尊重するには、こどもの意見の尊重ということが重要になっています。それで、日常的にこどもが意見を言えるような仕組み、意見箱とかそういったものを学校の中で整えていく必要があるのかなと思っています。そのことを書くのであれば①に、「児童が相談しやすい体制として、意見箱の設置や」というような、一段落目に書き加え、日常的な場での意見表明権の尊重の確保を加えてはどうかと思います。そういうものがすでに日常的にあるのであれば、ここに改めて書かなくていいかもしれないですが、「学校における体制整備・強化」というところで、どこでもそういうものができるといいなと思いました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。大事な指摘だと思います。①のところですね、日常的にこどもが自ら意見を言うような仕組みですね、これを用意したほうがいいでしょうということで、こちらのところをしっかり審議会としても支援をしていくような書き方にしていかなければと思いますが、学校の現状としては須藤委員どうですか。この辺は、かなり改革が進んでいますか。

【須藤委員】

意見箱は以前設置されていましたが、現在は委員会活動で行われています。うちの学校は、主体的に生活委員会や給食委員会などが活発に学校改善に取り組んでいます。こどもたちはここで意見を出し、例えば体育委員会では「一新オリンピック」という行事を実施しています。この行事では学年ごとに面白いリレーなどを行い、みんなが仲良くなる機会を提供しています。こうした活動はこどもたちの意見を実現する場として位置づけられており、特別活動の一環として行われています。先生方も委員会の中で「みんなで協力して学校経営に参画しよう」という体制を大切にしています。

【藤田会長】

ありがとうございます。中学校のほうはいかがですか。平生委員。

【平生委員】

本校で一例を挙げると、校則についてなど生徒たちが自分たちに関わることについて各クラスで検討して意見が出され協議にかけられます。また生徒会会長がマニフェストで全生徒の意見をタブレットを活用して集めると掲げ、公約通り生徒たちの意見を随時集めていくとシステムを作っています。

【藤田会長】

かなり学校のほうでも進んでいる、取組はすごく行われているという評価でよろしいでしょうかね。はい、どうもありがとうございました。

須藤委員、それから平生委員の御意見もありましたけれども、こちらのほうは日常的にこどもの意見を受け止めるような仕組みですね。この点についても記載をさせていただければと思います。そのほかにも何かございましたらお願いします。

大体よろしいでしょうか。

(3) 第三者組織と役割分担できる体制整備

【藤田会長】

はい、それでは次の項目に移ります。

3番目の項目は「第三者組織と役割分担できる体制整備」についてです。こちらのほうについては審議会の中で意見を取りまとめて、一つぐらいの項目になりますけれども、これにつきまして何か御意見等ありましたらお願いします。

南部委員、お願いします。

【南部委員】

(3)の①の2段目には、センターの役割が記載されています。しかし、「児童生徒や保護者からのセンターへの信頼性が担保されますよ」という部分は、どの立場から言っているのか、少しわかりにくい印象を受けました。ここに書くことが必要なのかと思いました。

【藤田会長】

ありがとうございます。

この今年の1月からこども局に「こどもの権利サポートセンター」というのが設置されたというところで繋がりになりますけれども、このところをあえて記載する必要があるかどうかですね、この辺のところの御指摘をいただきました。

もう少しちょっと意見を取りまとめた上で検討させていただければと思いますけれども、そのほかに御意見等ありましたらお願いします。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

見出し部分ですが、普通に「こどもの権利サポートセンター」と書いてもいいのではないかなと思います。第三者組織は、結構、問題行動関係ありますので、普通に「こどもの権利サポートセンター」と書いてもいいのと、「市長事務部局」ってありますけど「こども局」と書かれても特段違和感はないかなというところは、ちょっと読んでいて気になりました。

【藤田会長】

ここは、見出しのところから、ストレートに書いているほうがよろしいのではないかなということで、ここは検討させていただきます。「第三者組織」というのではなく、「こど

もの権利サポートセンター」という表現を前面に出すということですね。

その他にも何かありましたら、お願いします。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

富永です。

⑤のフリースクールに関わることについてなんですけども。

【藤田会長】

今、関係諸機関のところはまだ入ってなくて、まだ第三者組織のところですが、もう時間も余りありませんので、あわせて、関係諸機関のところも、こちらのほうが5項目あります。第三者組織、「こどもの権利サポートセンター」の部分も含めて、6項目ぐらいで検討させていただきます。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

はい、19ページの⑤なんですけども、「今後、フリースクール等の」という文章がすごくいいなと思いましたが、その上に、「学校では学びにくい児童生徒」と書いてあると、何か、保護者や当事者になると、「自分のこと？」と、そんなに肯定的には受入れられないような言葉かなと思います。そもそもこの提案をしたのは、教育を受ける権利を私たちが保障しないといけないという視点だったので、何かそこに合わないこどもを責めるような、そういうふうに感じるような表現はどうかと思います。「既存の学校システムや環境以外にも学びの場があるよ」と伝えと。「今後は、公教育でも、児童生徒の多様性を尊重してこういう工夫をしていくよ」というような書き方のほうがより受入れやすいかなと思いました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。

こどもの多様性を重視して、その学びをしっかりとできるような形での組織の在り方ですね。「学びにくい」というふうな表記が、こどもや保護者に当たりイメージとかもありますので、この辺のところは教育を受ける権利をしっかりと強調するということで書き方を工夫させていただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、御意見等ありましたら、もう合わせていただいて結構です。

比江島委員、お願いします。

【比江島委員】

②の「児童相談所や法務少年支援センターとの連携」のところですよ。警察にはもう具体

的に少年サポートセンター、熊本では肥後っ子サポートセンターというふうに名称を独自につけています。そういうのがちゃんと国の方針として各県に設置されているということは、情報として入れていいのではないかなというふうに思いました。

【藤田会長】

ありがとうございます。

警察署等の専門家のアドバイス機関として、名称が「肥後っ子サポートセンター」と、付いているということで、こちらのほうはもう少し明確に強調させていただきます。ありがとうございます。

そのほか、御意見ありましたらお願いします。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

まず、③ですが、「学校以外の機関に対する保護者対応」についてです。実は、現在、教育委員会と私の学校も連携して対応している部分があります。ここは本当にそうした取り組みを進めていただけるとありがたいと思っています。なかなか難しいケースもあるため、支援が必要です。

次に、⑤についてです。「教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制」の中で、調べてみたら、「こういう機関だったら出席扱いでいいですよ」というのを公開している自治体があるということでした。どこだったか思い出せませんが、私も何校か訪問させていただきましたけども、熊本市も積極的に一生懸命頑張っているNPOやフリースクールと連携をしていくということは大事なのかなと思います。また、そういうところに通ったこども達も私も関係を持っていろいろ保護者とも対応した事もありますので、ぜひ進めていただければと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

③のところ「学校以外の機関による保護者対応」のところはどんどん積極的に進めてほしいというところですね。

それから⑤のところについても、学校と連携をもっと活発にさせていただいて、情報等をいただけると、大変学校側としてもありがたいということですね。

その辺ところ考えて修正を加えさせていただきます。ありがとうございました。

そのほか御意見等ありましたらお願いします。

村田委員、お願いします。

【村田晃一委員】

弁護士の村田です。

③ですね、「保護者が学校に対して威圧的な言動を行った場合、弁護士等の代理人を立てると。第三者が冷静で効果的に保護者と対話する。必要な場合には警察相談もあり得るという方針を保護者に周知しておくべきだ」とあって、ここで勧めているのは「保護者に周知しておいたほうがいいよ」と、「変なことを言ってこないでと牽制をしておきなさい」ということなのでしょうか。それは主眼ではないですよね、それよりは弁護士の代理人を立てて対応できる仕組の整備のほうですよね。これが、さっき12ページで触れようかしようかと思って、SC、SSWの話が大変盛り上がっておりましたので、スクールロイヤーに触れませんでした。このスクールロイヤー制度と、この18ページの③、④ですね。これとはどういう位置づけで整理をすることになりますかね。そこをちょっとはっきりした方がいいですね。これをスクールロイヤーがやるという意味なのかですね。

【藤田会長】

そうですね、おそらくこのところは繋がりががあると思います。

あえて関係機関との連携のところでもう1回出させていただいていますけれども、教育委員会側の体制整備というところで、外部機関も積極的に活用するというところでスクールロイヤーの話は入っていると思いますので、もしまとめたほうがよければ少しまとめるようにしたいと思います。

【村田晃一委員】

そうですね、スクールロイヤーの活用ということで整理するのであれば、スクールロイヤーが学校代理人として表にも出るし、法的な相談を学校から受けるのもスクールロイヤーがやるという整理は、それはそれでありうと思います。

それから③の2段落目ですが「学校外のトラブルや保護者同士の人間関係」、ここも何かいい言葉がないかなと思いました。それと「法務省人権相談の活用や双方の代理人による仲裁・紛争処理手続（ADR）」とあって代理人によるADRを推奨するとされています。これもちょっと限定し過ぎだなあと思って。代理人はまず交渉から始めて、うまくいかなければADR使ったり調停使ったり、しょうがなければ訴訟やったりという、いろんな解決のための手段を選択していくと思います。「ADRが1番いいです」みたいに受け取られてしまうかなと思いました。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。

多分、いじめなどの事案について、深くケースごとに審議をさせていただいた記憶がございます。本当に交渉がこじれてしまって双方の保護者の間で話合いが成立しなくなったときにどうするかというところで、外部の専門機関に相談するような仕組みを少しご意見いただいたところです。ただ、こういうふうな書き方になると一方的にやっぱ決めつけてしまうような印象を受けるかもしれないので、警察への相談というの何かすごく学校

が威圧しているような感じにも受け止められますし、誤解がないような書き方にする必要がありますかなと思います。

【村田晃一委員】

それともう一つ、これは確認のためですが、保護者同士が代理人を立てて交渉する体制になった場合、スクールロイヤーは保護者の代理人にはつきません。スクールロイヤーは学校側の代理人をやる立場にいますので、保護者代理人をやれないのですよ。

【藤田会長】

それぞれに立てないということですね。それもまたちょっと、複雑な仕組みになりますね。大事になりそうな感じもしますが、その辺のところの解決する手段のところ、審議は結構その先にどういう考え方があるか、解決の仕方があるかというところを十分にまだ見いだせない部分があったかと思います。こういうところを、一応関係諸機関というところで書かせていただいていますけれども、そういうふうに書いてしまうことがいいのか、もう少し検討する余地はないか、選択肢が用意出来ないかどうかもう少しちょっと検討させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

はい、そのほかございましたらお願いします。

比江島委員、お願いします。

【比江島委員】

先ほどお伝えした内容と重複する部分がありますが、念のため、(4)の①「資格保持者数や養成機関の状況調査」において、一番下に記載されている「SCやSSWの育成に向けて連携することを考えられる」部分について、育成ではなく確保ではないかと思います。数が足りないのは増えないからですから、全くこれは育成がこの会の目的ではないのではないかというふうに思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

①のところですね。先ほどの議論と連携させて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保ですね、そういう記載内容に改めさせていただきます。

ありがとうございました。そのほかありましたらお願いします。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

まず②なんですが、「学校は、いじめ加害者が暴力行為等繰り返す場合」といじめに限定されていますが、もっといろんな事案での司法連携はありうるので、「児童生徒が」に変え

たほうがいいかなと思います。あわせて、先ほどの御指摘と通じるところもありますが、相談通報基準を管理職・保護者・児童生徒に共有しておかないと機能しないところかなと思いますので、その部分もちょっと書き加えておいていただけるといいと思います。これも家庭庁のいじめ問題で「警察等と連携してください」みたいなことが書いてありますが、その基準を明確にしていなかったために、かえって現場に混乱を招いていると私は見えています。

逆に地方教育行政の現場で必要なのは、大阪市の学校安心ルールもそうですが、「ここまで繰り返すなら、もう第3段階までは召喚しないけど第4段階以上はもう警察と直接連携しちゃうよ」みたいなことを自治体で決めているわけですね。そうしたものを明確にしたほうが、納得が得られづらい事案だけに、ルールにのっとってやっているんだよということが伝わるだろうと思います。

あわせて③の最後の一文ですが、「学校や教育委員会が極力関与しない仕組み」は少し表現を足したほうがよくて、「学校や教育委員会が児童生徒の教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐために過剰な対応をせず、極力関与しない」のように、実態に即した書き方をされてはいいかなというふうに思います。

【藤田会長】

②のところですね、「学校は」というところの書き方で「児童生徒が」というふうに、主語をちょっと置き換えた書き方ですね、表記の仕方を工夫してはどうですかということと、実際にどういうふうに地方機関が入ってくるか、警察庁等の関わりについても、ルールにのっとって動くことになるので、それについては、規則を明記しながら、丁寧に変えていったほうがよろしいでしょうということが一つ。

それから、③のところについては、「学校や教育委員会が極力関与しない仕組み」というところで、1番は教職員の疲弊してしまうような状況を回避するためというところで、もう少し書き方の工夫が必要ではないかというところの御意見をいただきました。ありがとうございました。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

村田先生と末富先生に、現場での状況、③の部分についてお話しします。カスタマーハラスメントの資料を前出させていただきましたが、病院等、比江島先生もいろんなものを出してらっしゃると思います。カスタマーハラスメントというのは学校だけの問題ではなく社会問題の一つだと私は思っています。やはり社会で暮らすからには、ここまではいいけど、ここまでいけないよというのは、保護者にもある程度周知しておくことは必要だと思っています。学校に言えば何でも解決してくれる、学校って何にも抵抗するもの持っていないですから言われっ放しです。実は私の学校でもそういう保護者が何人かおられまして、先生方がやはり疲弊して異動してしまったという人もいますし、新採もやめると言っています。今、末富委員がおっしゃったように、かなり精神的な負担がありますので、「病院に

従ってこういうもの出したらどうですか」という提案をした時に南部委員から御指摘いただきました。何か拒絶しているように感じがするので、そういうときは「学校じゃなくて、外部機関の例えばこどもの権利サポートセンター等に相談をどうぞしてください、直接教育委員会のほうにそういう相談組織が出来たら、委員会のほうにもありますよ」というふうな紹介をしておいたほうがよいと思います。私たちも暴言体罰で審査されるぐらいですから、やっぱり保護者にも暴言体罰はいけませんよというある程度のラインは、教育委員会からも示すということは、もう今の時代必要になってきたと思います。学校を守るためにもこどもを守るためにも、必要だと私は思っています。怒りのコントロール、アンガーマネジメントはなかなか難しいですけどね。

【藤田会長】

学校の事情をお伝えいただきましてありがとうございます。

学校以外の機関による保護者対応というのは、これについても説明がやっぱり必要になってきているのが現状だということですね。先生方が疲弊しないような仕組みというのを、外の機関にもきちんと対応できる機関があるということですね。「こどもの権利サポートセンター」も含めてということになるかと思いますが、必要に応じて保護者への説明というのを積極的にしていただくというところで、御対応の選択肢を明記させていただければと思います。どうもありがとうございます。

そのほかありましたらお願いします。

比江島委員、お願いします。

【比江島委員】

須藤先生の言葉に少し付け加えさせていただきたいのですが、虐待などは基準が細かくあって、それをクリアしたら通報するものではなく、やっぱり疑ったらなんとも通報しないといけないという、これが予防のための事だと思います。暴力とかは、目の前で暴力、もしくは暴言を受けてその先生が出勤することが嫌だなと思う。これはもう通報に当たるのではないかというふうに教育外の人間からすると、もうそんなの妥妥と通報すればいいのと思います。虐待もそうですよね。「まだ学校行っているから大丈夫」とか、「服はぼろぼろだけど着ているから大丈夫」となりがちなので、誰でも疑ったら通報というのがやっぱり未然に防ぐということだろうと思います。だから、こどもが暴力的になったときに、私はこどものケアをする側からすると、後で振り返って立ち直り考え方が変わったこどもは、やっぱり暴力を振るったことはすごく後悔します。だから、後悔する事例が少なくなるようには、早めに引上げてあげたほうがいいのではないかと思います。それは親もそうなんじゃないかと思います。親についてはわかりませんが、基準を設けることはとても難しいです。我々の病院の事例で言えば、虐待というのは揃って誰でも通報する義務があるということですが、通報したことの責任を問われるのではないかとということで、東京都が出している虐待検討委員会のフローチャートを持ち出して、それに合わせて通報す

るかどうかを決めます。だから遅れます。でも、誰でもしていいけど、迷ったケースはフローチャートに照らしめてもいいように今はしています。これは昨年から精神障害者の虐待についても、誰でも通報する義務があって、管理者はそれを防がないとそういう対策を取らないといけないという法律上の義務が今年課せられたばかりです。だから、センシティブになっていますが、要するに広く通報を連携すべきじゃないかというふうに感じます。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

保護者対応のところで、虐待については、非常に基準が難しいですが、疑ったらもう未然に防ぐというところで、通報は今年度から法改正されているので、こどもを守るという観点からも積極的に関わってほしいという事と、フローチャートなんかも実際にできるということなので、こういったところも、保護者の側に示せることを通して、未然に防ぐような体制づくりを積極的に行っていくような方針を明記していくというところで、内容についての検討をさせていただければと思います。

どうもありがとうございます。

(5) 国への提言

それでは、もし何かありましたら全体の審議で議論させていただきますが、最後の「国への提言」について少し検討させていただければと思います。

現状についての法改正の部分で変化がありました。しかし、その変化によって逆に学校側の対応に追われたり、被害者・加害者間の対立が解消しづらい状況が生まれたりしていることは否定できません。審議会では、これについてさまざまな意見が出されていると思います。一応、3つの項目を立てて、詳細に記載していますが、何かご意見があればぜひお聞かせください。

中西委員、お願いします。

【中西委員】

「国への提言」のところは、全体的にただこれをやるべきであるというだけではなかなかインパクトが足りないと思いますし、現状がどうなのかということをもう少し加えたほうがいいのかと思います。

例えばSC・SSWは、教職員定数として算定することだけが唯一の手段なのかどうかということもあると思いますし、「専門調査員制度の創設」というのも、こども家庭庁のほうで、調査チームを作るか作ったかという動きもあるわけですので、それとここでの専門調査員とどう関係するのかちょっと微妙ではありますが、そういう現状も書き加えることが必要かなと思います。

いじめ防止対策推進法も、法改正云々だけが手段ではなくて、例えば重大事態のガイドラインの見直しという、こちらのほうは動きがあるようですので、そういうところも加え

てみるとか、もう少し全体的に過失ができるのではないかと思います。

あと表現で、一ついじめ防止対策法のところで21ページの二つ目の段落ですけど、3行目に、「学校教職員がむやみに介入して」の「むやみに」という表現はちょっと余り適切な形容詞ではないと思うので、なくてもいいのかなと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

もう少し積極的に、審議会のほうで提言していくか検討したほうがよろしいということですね。インパクトが足りないのではないかとということで、①についてはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、そちらは算定基準というのが出されていれば、それをどういうふうに積極的に運用していくかみたいなどの提言ですね。

それから②については、「専門調査員制度の創設」というところで、実際それをどういうふうに取り入れることができるかどうか、その実施していく方針や内容についての明記ですね。

それから、③「いじめ防止対策推進法」については、重大事案について、法改正がされているので、重大事案のガイドラインの見直してみたいなものはもっと積極的に発言できるのではないかとということですね。

それから、最後のページのところの、「学校・教職員がむやみに介入し」というところの「むやみ」というのが誤解を生み出す文章なので、ここは削除してはどうかという御意見でした。

いろいろとやっぱりインパクトが少ない書き方になっているかなというふうに思いますので、もう少しこのところは、インパクトをもう少し出せるような形での表記の仕方を工夫させていただければと思います。はい、ありがとうございました。

そのほか御意見ありましたらお願いします。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

今日、私が提出した資料を1番後ろに載せていただいております。

「政令指定都市の働き方改革に伴う施策例」というのが、データが回ってきたのでちょっといろいろ調べていました。仙台市で調べたこのグラフの中で、やっぱり進んでないというのは、「保護者対応、児童生徒対応、事務処理・準備」、これは大体全国共通どこで調べても3大課題だと思います。

国もいろいろ動いてくれています、各地方都市の財政状況にもよって、いろんな工夫を政令指定都市も行っているのが分かってきました。

そこで、熊本市がどうなっているのかなと思って、1番最後の資料ですが、熊本県のいろんな地域の学校、本校と同じような規模の学校で、職員がどうなっているのかというのを、教職員録をもとに私が調べました。各学校に確かめたわけではありませんし、今どう

なっているのか分かりませんが、熊本市は財政的にかなり厳しく、学校数が多いですから、他郡市に比べて学校の組織、支援員とか業務支援員、生活支援員、SSW、教職員以外の方が入っているのが他郡市は多いですが、熊本市は非常に厳しいなと思いました。国への要望、やはりこれはSSWとSCだけしか述べていませんが、国も支援員増員で予算をつけてくださったりしています。こういう保護者対応、児童生徒対応等で、やっぱり職員の多様性、イギリスなんか非常に多様化が進んでいます。向こうはギルドの考え方がありますので、非常に分業化が進んでいて多様化が進んでいますが、そのような意味で、私は校長として先生は授業に集中してもらいたいと思います。それ以外の福祉的な役割とか相談事が多過ぎて、保護者対応もちょっとした怪我の事をずっと対応するとか、放課後はもうずっと今の先生達は電話をしっ放しで、とても教材研究どころではないのが、小学校は現状です。ですので、少し財政支援の強化というところにも、SC・SSWだけじゃなくて、いろんな専門職といいますか、支援をしていただいたりするスタッフを増やしていただけたらなというのが願いです。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

須藤委員からは、補足の資料を準備していただき、「政令指定都市の働き方改革に伴う施策例」という部分で、現状の対応が十分でないと感じる学校の問題を三つ挙げていただきました。「保護者対応・児童生徒対応・事務処理準備」というところが、非常に対応が遅れているというところで、熊本市それと県内の他の市町村との関係の表も用意していただいていますけれども、なかなか熊本市の対応というのが、マンパワーをどういうふうに振り分けていくとか増やしていくかというところで見ると、他の郡市の状況とは違うというところで、この人件費の基本的にはそれをどうマンパワーを増やしていくかというところになりますけれども、積極的に審議会のほうでも、このマンパワーをつけていただくような形での提言を、審議会として出していただければと思います。またその工夫の仕方があるかと思いますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー以外のところでの学校の業務全般を支援できるような仕組みといったものも、またこれから議論させていただければと思います。どうもありがとうございます。

そのほか、御意見等ありましたらお願いします。

坪田委員、お願いします。

【坪田委員】

もう少し全体的にもよろしいですか。

【藤田会長】

それでは大体時間なので、今から30分。全体のディスカッションで、是非こういうことも検討していただきたいという御意見があれば、出していただければと思います。

自由をお願いします。

【坪田委員】

今の須藤委員の発表を含めて感じたことは、ちょっと哲学的な話ですが、「学校は何のためにあるのか」という問いです。学校全体として、もっと明確な目的を持ちたいというトーンになるわけですけど、学校ってそもそも何のためにあるのだろうか。本当に勉強するのなら、逆説的ですけど、実は別に学校でなくても今できる世の中になっているわけですね。かつては学校でしか勉強出来なかったし、そこで教わらないと勉強出来なかった。でも今変わってきて、タブレットやYouTubeだけでも勉強出来てしまうという時代になってきたときに、学校がなくなったら何が困るのだろうか。

例えば虐待の発見は、家庭にこもってしまうので、しづらくなるかもしれない。今就学義務をかけることによって、親は行かせないといけない。そこで虐待が学校によって発見される機能を持っている。このように、学校は単に勉強を教える場所ではなく、福祉的な役割も果たしています。名古屋市では「学校は勉強する場所ではなく、こどもを救う場所だ」という議論をしています。ちょっと私の斜め上の上司がそういうことをいつも言っていて、だから「学習」という言葉使ったら怒られます。「学習するところじゃない」と言って、「いや学習するところですけど」と、そういう話でいつも平行線になりますが、と考えると、この福祉的機能を教職員は授業に基本的に集中するけれど、やっぱり教職員もそういうマインドは持たないといけないと。どこまでやるかというのはありますが。

教職員だって当然通告義務が虐待はあつたりしますし、こどもをケアするというのは多分授業で見立てて、「この子ちょっと何かあったのかな」と思ったら声をかけるというのは、カウンセラーを学級の数だけ配置できれば別ですけども、そうじゃない限りは名古屋市みたいに常勤化していても結局学校に1人なので、結局こどもとアクセスするというのはやっぱり担任の先生が1番大事なので。担任の先生が法的知識はもちろんですけども、こどもを保護し、福祉的にも、自分たちは繋いでケアするというような務めもあるってことを自覚してないと、もちろん校長先生が自覚してないと、こういうこどもを救う方に繋がっていかないということがあるので、外部機関との連携とか専門職の配置も望ましいですが、教員一人ひとりが自分たちはこういう福祉の担い手でもあるというような、何かそういうようなことを、ちょっと考えていくこともあわせてやっていかないと、学校の存在意義みたいなものがあるのかなってこと。別にどこに書くってわけじゃなくてちょっとつぶやきを言っているだけに過ぎないのですが。あと、先ほどの最後のフリースクールとかまで考えたのは、最後に結構大きい話が出てきて、これだけでいいのかなと思うぐらいの話です。今、学校全体で30万人の不登校ということが、日本全体の課題になっているのですが、そのこども達が適応できないとかそういうものではなくて、学校の仕組み自体がもう合わなくなっていると思わなくちゃいけない。そもそも学校に行きたくないと思う存在であること自体を変えていかないといけないと思います。単にいじめとか、先生の体罰がないから行けるかというと、それ以上の学ぶ楽しみや生活の楽しみがないといけません。

これ全体となると今きゅうきゅうとしている感じがするわけですね。学校は今、どこか嫌な場所になりつつあるように感じられます。しかし、危機管理は当然に行われるべきです。では、学校がどうやったら行きたくなる場になるのだろうと。U S Jとかディズニーリゾートに行くぐらいの気持ちになって毎日「行ってきます」って言えるの难道うかみたいな。何かそういう答えがあるわけじゃないですけど、何かそういうことも、今後の来年度に繋がる話かもしれないし分からないですが、学校のそもそもの在り方というのを変える。学び方改革と言われていますが、実際には一律一斉の授業が続いていることが多いですね。こどもたちは真面目に聞いているふりをして、絶対お客さん状態になって「早くこの授業終われ」と、そういうこどものストレスでやっぱりいじめが起きることもあるし、先生が「何やっているんだ」と注意もしたくなるし、1年間210日も一緒に過ごす中で、強い言葉が飛び交うこともある。あと、不必要な校則を守らせるための指導とか、いろんなものをちょっと引き算していったって、もっと居心地のいい場にしていくってことがないと、そういう何か土壌改善的なことがないと、もう対処療法とか人をどんどん投入するだけになるのかなという気がするので、どこに何を書くのかよく分からないですけど、つぶやきです。すいません。

【藤田会長】

ありがとうございます。

おっしゃる通りですね。学習の場だけじゃなくて、本当に教育を受ける場だけど福祉もしっかりと対応しないといけない場、学校の役割自体が新たに今求められているのではないかと、こどもにとってこどもが望むような学校の在り方についての改革を確かにしていかなきゃいけないと思います。その中でこの審議会で審議できるところはどういうところなのかということも、もう少し明確にしていければと思います。

こどもをやっぱり中心に置いた審議をしなければいけないと思いますので、「こどもにとって居心地のいい学校とは」とか、「教育環境とは」等そういったようなところで、視点を変えながらまた議論を進めさせていただければと思います。

どうもありがとうございます。

そのほか何でも自由に構いませんので。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

坪田委員のつぶやき、私も共感するところです。

ここの場が、大人がこどもの権利を守るにはどうしたらいいかということなので、どうしても大人の責務的な話が中心になると思いますが、私はこどもが本来持っている力を信じて、こども自身の問題解決力を引き出すというアプローチも必要だと思います。それにはやはり権利の主体者であることをちゃんと伝えることが大事です。私はこどもたちに「人権」というキーワードを使って、さまざまな暴力防止のワークショップを行っています。

しかし、「権利って何？」と聞くと、「人に優しくする」とかいう答えがすぐ返ってきます。また、「花」と答えた子もいました。人権の花は何かを植えるというイメージでしょうか。伝わっていない部分もあるなと感じます。日頃から「こどもはみんな権利があるよ。こどもの権利は人権だよ。人の権利を侵さずに自分の権利を守ろうね。それには何がいいかな？」といったことを日常的に伝え、一緒に考える文化が学校には必要だと思います。ただ、それがすぐに形になることは難しいです。

私たちはプログラムを持って取り組んでいます、お金もかかり大変です。しかし、何かできることをしたいと思います。今苦しんでいるこどもたちもいると思うので、「学校はこういうところを目指します」というアピールがあればいいなと思っています。すいません、資料に唐突にこのポスターを 22 ページと 23 ページに載せています。

学校には多様なこどもたちがいます。発達段階もさまざまです。学校のポスターはさまざまなメッセージが意識しなくても伝わってきます。例えば、「ここは食事を大事にする学校だな」とか、階段ごとに掛け算が書いてあって、「ここでは九九をみんなに早く覚えてほしいんだな」と感じます。そこには職員間の暴力や同調圧力も含まれていますが、平たい言葉で「みんなが安心でいる学校を目指します」というポスターを貼るだけでも、何か半歩でも一歩でもアピールになるのではないかと思います。こどもたちは、「人の権利を侵さずに自分の権利を守ろう」というシンプルなメッセージに共感すると思います。それに従って議論もできるでしょう。お金がかからないもので、SOS も出しやすく、効果のある方法を考えていきたいです。つぶやきに似たような提案でございます。

【藤田会長】

はい、どうもありがとうございました。

資料も用意していただいて、こどもをもっと信頼して、こどもの力、考え問題解決する力をどう育てていくかですね。こどもが主体でというところで人権を守るという人権をこども達にとっての意味から考えさせるというところで、こどもの方からの目線で、今、富永委員から御意見いただきましたけども、上田委員どうですか。少し何かもしあれば御意見をお願いします。

【上田委員】

すごいこれまでの議論で、皆さんが、何か文字や文の並び方などについてよく指摘されていたので、私が言えるようなものはありませんでした。しかし、思ったのは、結構いろんな項目に「強化」という言葉が出てきて、それを聞くと何かやることをもっと細かく増やしてみたいというイメージが湧きます。ただ、「強化」は単に増やすだけではなく、逆に今まで当たり前と思っていたことを見直すことも大切だと感じました。今までの方針や規定を一度見直して、「もう今の時代にはこれは必要ないな」という部分を探す機会があってもいいのかなと思いました。

また、教育委員会内の相談窓口の一元化についてですが、もしその相談窓口が児童生徒・

保護者・教職員全ての方を対象にしている場合、時間帯的に 17 時以降も開設することを検討してもいいのではないかと思います。その時間帯は需要が高まる可能性があるため、相談窓口を無駄にしないためにも、需要の面を考慮することが重要です。ただし、24 時間開けるわけではなく、そういう前提があればいいなと思いました。

さらに、13 ページの「保護者が学び、情報を共有する機会の設定」についてですが、保護者が学ぶ機会は非常に重要だと思います。学べる人というのは、学ぶ気力や体力があって、学びたいと思える環境があって初めて学びに行くわけで、ある意味学べない人というのは学びたくないというわけではなく、そういう気力もないという事。特に保護者とかは、仕事が終わった後すぐにこどもに会うので、1 人になる時間が多分少ないと思いますが、そうすると、授業参観とか学習会とか、そういう場が設置されたとしても、「それに行くぐらいだったら明日の仕事のために気力をとっておこう」とかというふうになるし、こどもが相談を必要とする時って、大抵親に相談出来ないときだと思います。そうすると親に、フォーカスが行くと思いますが、子育てに役立つというよりも、子育て中の保護者自身に役立つものとして、こどもにこういうときは対応するということのだけじゃなくて、自分は自分の身を守るためにどうすればいいのかというのを、保護者にも、もっと児童と同じようにしていったほうが、私よりまだ下のこども達ですら、親が貧困の状態ですごい連鎖が起きているので、「こどもを見るならまず親から」という感じかなというふうに思いました。

【藤田会長】

ありがとうございました。

本当に大人の視点でというところで、言葉の使い方が本当によく表れているかもしれませんが、書けばそれで解決したかのように誤解を生むような用語なのかもしれませんね。「強化」という言葉は。今までの見方・考え方が当たり前と思っていたものを、もう 1 回見直す・考え直すというふうなところで、新たな気づきがあればそういったものを積極的に発信していけるような審議の在り方であればいいなと思います。

それから、家庭環境の厳しいところから、こどもだけじゃなくて保護者も相談が出来ない部分もあるというところで、この辺のところをどういうふうにサポートできるか、選択肢を用意できるかというところは、積極的に考えていく必要があるかなと思います。

教育委員のお仕事されている村田慎委員からは特に何か現状で何かお気づきのことがありますでしょうか。

【村田慎委員】

今日、意見をちょっと言いたいなと思ってメモしていたところは、ことごとくほかの方々に全部言っていたので、言うことが全く何もなくなくなりました。ただ、13 ページの先ほど上田さんもおっしゃったところですが、不登校になってからのお子さんとの保護者の相談対応ではなくて、不登校になり始め、なるかもしれないという段階での保護者の不安はすごく大きいだろうなと思っています。自分も何人かの相談を受けたりします

が、やっぱりなってからではなくて、なるかもしれないという不安はとても大きくて、その場合にいろいろ相談窓口の一覧とか安心メールでいただいたり、紙でいただいたりとか、学校から子どもが持って帰ったりしますが、そういう一覧でいっぱい相談窓口は書いてあるけども、すごく消極的になってしまって、なってから相談するところなのかなって、「自分みたいな人間が相談するのはどこになるのだろう」というのを悩んでいる方が結構いらっしゃるんで、不登校になるかもしれない段階での大きな不安を解消したい・聞いてほしいという保護者への、どこでそういう話を聞いてもらえるかとかいう周知とか体制の整備をしていただけると、心の負担感・不安・困り感というのが大分和らぐのではないのかなというふうに思いました。

全く別の話ですが、12 ページの脚注のところを触れてもいいですか。これが最終的にまとめられて答申として提出されるものという前提で、真ん中ぐらいの、「常勤化の良さが薄れることについては、教育委員会事務局子ども応援室が各ブロックの相談・援助活動をチーム会議や方面別会を通じて、SCの活動を管理運営し、緊急の場合は直接組織運営することで担保」の後に、もう一度同じ文章が書いてあるのがどういう意味なのかなと思いました。

【藤田会長】

ここは訂正しないといけない箇所かもしれません。

確認させていただければと思います。ありがとうございます。

保護者の不安にどう寄り添って、熊本市としては教育委員会として支援できるような体制を作っていくかですね。その辺のところをやっぱりもう少し具体的にすごく困った状況にある保護者・子ども達のことを頭に思い浮かべながら考えていく必要があるかなと思います。どうもありがとうございました。

青木委員は、全体通して何かありましたらお願いします。

【青木委員】

ありがとうございます。

資料の 7 ページに記載されている「はじめに」について、確かに書かれている内容はその通りですが、審議会としては熊本市の教育の実態をどのように把握したのかという点についても記載しても良いのではないかなと思いました。

最初の前半部分はかなり抽象的で、全国どこでも指摘出来てしまう内容です。それは認識として問題ありませんが、実際に教育長からこの会議体に諮問があった背景というのが、そこまで前半部分に書かれているというのは分かりますが、この審議会としてどういう受け止め方をして、どういう問題があると把握したのかということを、数行でも入れておいたほうが良いのではないかなというのが、全体に関する意見です。それが恐らくは、2の「理念と検討項目」というところに繋がっていったのだらうと思いました。

また、10 ページの③のところで、入れるかどうか迷いましたが、仮に入れる場合、「また」

の段落で、体罰・暴言・いじめが起これるのは教室だけではないことを考慮して、「等」は入れておいたほうがいいのではないかなということと思いました。

さらに、13 ページの②なんですけれども、割と書きぶりでこういうところが他にもあったように思いますが、さらりとこういう表現があります。「被害者側も納得できる研修プランニング」というところですが、制度として処罰感情を満足というか満たすために、研修プランニングを被害者側にも提示して、合意のサインをもらう制度があるのかと思ってしまったわけですが、いろいろ想像が働いてしまうので、あんまり想像を働かせるのはよろしくないと思いますから、もう少し制度なり何かに基づいた記述ぶりがいいのではないかなと思いました。

最後に、15 ページの下から 2 行目で、「保護者が大声で児童生徒を叱責」という表現は、おそらく家庭の話なので、「こども」の方が適切だと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。

文言のところは、それぞれ修正をさせていただきます。

実際にそういうふうに行けるか言えるかということなんかは、先ほどの研修プランニングのときの扱い方は、どう目標に向かってプロセスを進めていくかみたいなのところの記述が明確にできるかどうかですね、ちょっと検証する必要があるかなと思います。それと、最初のところがやっぱり 1 番御指摘いただいたところですね。もう 1 回検討する必要があるかなと思いました。熊本市の教育行政の実態ですね、あるいは学校の運営の実態、どういうふうにこの審議会で問題点を認識出来たのかということをやっぱり明記する必要があるかなと思います。

それから、遠藤教育長様のほうから諮問いただいたその背景も含めて、どのようにこれからの熊本市の教育行政を、学校改革・運営改革を進めていくかということで、審議会としての受け止め方をどのように受け止めて、この審議を 6 回にわたって検討してきたのか、また次年度に向けて繋げようとしていこうとしているのか、そういったところの道筋も、もう少し分かるような形でまとめたほうがよろしいかとお話を聞き、思いましたので、少しこの「はじめに」のところは、もう少し修正をさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

あと 1 人ぐらいもし何か御意見あれば、中西委員お願いします。

【中西委員】

次年度に向けてのことを少しお話ししたいと思います。当初から体罰やいじめなどの問題が前面に出て、それで議論をしてきたわけですが、やはり坪田委員が先ほどおっしゃったように、「学校というのはどういうものなのか」という根本の視点から考えて、2 年目は議論ができたらいいなと思いました。それだけちょっと申し上げておきたいと思います。

【藤田会長】

はい、ありがとうございます。積極的な議論ができそうなテーマだと思いますので、ぜひ取り上げさせていただければと思います。その他にも何かありましたらお願いします。

【村田晃一委員】

12 ページの「② スクールロイヤー」についてです。先ほど 18 ページ辺りで確認しましたが、ここでのスクールロイヤーの位置づけは、学校が保護者からの要求にどう対応するかに限定されています。だとすると、この 18 ページの「保護者対応」と同じになってきます。12 ページの②を残しておく意義はあるなと思って、「保護者対応」だけではなくて、学校では保護者対応以外にも弁護士の助言を必要とする場面が恐らく出てくると思いますので、ここは「保護者からの要求にどう対応するか」に絞らないで、何か助言が必要な事案とかですね。

【藤田会長】

学校管理上の指導みたいなものも役割としてあるという事ですよね。

【村田晃一委員】

広げておいて、スクールロイヤーは保護者対応ばかりでなく、他のこともいろいろ活用できるという位置づけが良いと思います。また、書くかどうかは別ですが、代理人をスクールロイヤーがやるという仕組みにするかどうかなんです、したほうがいいという提言でもそれは構わないですが、熊本市立学校には熊本市の顧問弁護士がいます。今までの訴訟の場面では顧問弁護士がやります。県も顧問弁護士がやります。なので、スクールロイヤーが代理人をやることにするのか、顧問弁護士がやることにするのかというのは、整理しておく必要があるかなと思いました。

【藤田会長】

ちょっとそこまでは明記出来ないかもしれないので、一応課題として、次年度少し議論が余りここについて時間とれてなかったのが実際だと思いますので、もう少ししっかり議論させてから最終的なところで、ただ誤解を与えないようなところで記載内容を記載する、項目等は精選させていただければと思います。

【末富委員】

20 ページについて、先ほどの中西委員からこども家庭庁が動いているのではないかという話がありましたが、②番である「いじめ重大事案における専門調査員制度」は、こども家庭庁は導入していません。現在、こども家庭庁が設置しているのは、「いじめ調査アドバイザー」という第三者委員会の設立についての話です。ここに書かれているのは、おそらく自治体や学校法人などが実施したいじめ重大事態の調査を、さらにオーソライズして

いく形のプロセスではないかと思いますので、そのことをもう少し書き加えられたほうがいいかなと思います。

現状のいじめ防止対策法は、学校の設置者に対して重大事態の調査の義務を課しているわけですので、それを踏まえて国が何をするかと言ったときに、自治体や設置者が実施しているいじめの重大事態の事案について、実際に適切な調査が行われているのかという事やこどもの権利の視点から本当に被害者・加害者ともに適切な対応がされてきたのかみたいな、より後事の検証が恐らく国に求められる機能だろうと思います。そのことを書いていただいたほうがいい事と、いじめ防止対策推進法の改正も必要になるので、その事も③に書き加えられるほうがいいかなと思いました。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

それぞれ国の機関の方の準備状況ですね、その辺のところをもう1回確認する必要があるかと思うので、それに合わせてまた最後の提言のところは、まとめ直しをさせていただければと思います。

どうもありがとうございます。

もう時間が過ぎましたので、一応この辺で止めさせていただければと思いますが、私のほうからですね、かなり今回はすごく意見が出てきて、あまり明記するところまでは難しい部分もかなり出てきているかなと思います。

まだ中間答申なので、ある程度問題点は包括的にまとめさせていただきますけれども、個別に記載することで誤解を生むようなところとか、返って解釈を難しくするような表記のところは一旦控えさせていただければと思います。また改めて、どういうふうな形でまとまりそうかというのは、事務局と相談をしまして、中間答申案を検討させていただきます。今日の前半のところで出た色々とその専門用語のところで、違う場面での使い方をされているところをこの審議会の中の文脈を置き換えると誤解される部分もあるので、片仮名の表記ですね、ドライブレコーダーとか、それから定期的なスクリーニングとかですね、それからデバイスとかいうような用語はちょっと一旦外させていただいて、平易な言葉で置き直して、書けるかどうか検討させていただければと思います。それから、かなり議論が集中してもう少しやっぱり審議する必要があるかなというところもありましたので、それに関しては次年度にやっぱり検討したほうが良いと思いますので、大きな方針・枠組みは書かせていただきますけれども、具体的な内容までは書けないかもしれません。

これについては、メール・審議等でまた御意見お寄せいただければと思います。

最後に、時間がオーバーしてしまいましたが、今年度最後の第6回審議会を終了させていただきます。ご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、最後に来年度のスケジュールについて事務局のほうにお渡しします。

よろしくお願いします。

【松永教育改革推進課長】

教育改革推進課でございます。御審議いただき、ありがとうございました。来年度の議題設定でございますけれども、これまで委員の皆様からいただいたものでいきますと、不登校があったかと思えます。

加えまして、本日、「行きたくなるような学校・学びたくなる学校とは」というようなことでありますとか、「学校の福祉的機能」であるとか、「こども自身の問題解決力を引き出すためには」といったような課題をいただきましたので、そういったものを中心に設定をいたしましてご議論いただければというふうに思います。

また、他にもご意見やご提案がございましたら、お寄せいただきたいと思います。審議は5月以降を予定しており、これまで同様2・3か月に1回程度、6回ほど開催をさせていただけたらと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

3 諸連絡

【藤田会長】

それでは時間が参りましたので、本日の議論を終了したいと思います。今後の中間答申の取りまとめについてですけれども、先ほど補足いたしましたけれども、協議内容を踏まえて修正を行いまして、メール等で共有させていただければと思います。確認させていただいた後に、今回中間答申で答申できる内容に関して確認いただいた後、遠藤教育長様のほうに中間答申を行いたいと思います。それでよろしいでしょうか。

では最終確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議の議事録につきましては事務局にて作成後、委員の皆様へ送付されますので、御確認いただきますようお願いいたします。そのあと、私のほうで最終確認をして確定させていただきます。皆様の御協力ですmoothな進行をすることが出来ました。少し今日はちょっと遅れてしまい申し訳ありませんでした。大変ありがとうございました。それでは進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 閉会

～省略～